「船員手帳に関する政令案」に関する意見募集の結果について

令 和 ８ 年 ４ 月 22 日
国 土 交 通 省 海 事 局

国土交通省では、令和８年２月27日から令和８年３月29日までの期間、船員手帳に関する政令案に関する意見の募集を行ったところ、４件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の概要及びそれに対する考え方について、別紙のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

また、標記政令は本日公布されましたので、お知らせいたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（別紙）

御意見の概要及びそれに対する考え方

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	本籍等の訂正の申請を怠ったのみで 30 万円以下の罰金は、刑が重すぎる。 参考として、戸籍法第 137 条は、正当な理由がなくて期間内にすべき届出又は申請をしない者を５万円以下の過料に処するとしている。	本政令は、罰則の対象を明確化するために定めたものであり、罰則の種類や罰金の金額等は現行規定と同様のものを定めることを原則とさせていただきました。例えば、船員手帳の訂正申請については、現行規定では船員法施行規則第 31 条に規定されているところ、この罰則は船員法第 133 条に基づき 30 万円以下の罰金と定められています。 なお、戸籍法に基づく罰則については、戸籍法の立法趣旨に基づいて決められているものであり、船員法に基づく罰則と必ずしも同様であるとは限りません。
2	「二重受有」の禁止は我が国発行の船員手帳の重複発行の禁止に限定するということが明確な表現に改めるべきである。日本国籍の他、外国の国籍を有する二重国籍の船員がそれぞれの国籍に基づき各国法に従って船員手帳を保有することまで禁止する趣旨ではないということを明文化するべきである。	本政令は、改正後の船員法第 50 条第１項に基づき国土交通大臣が交付する船員手帳に関して必要な事項を定めるものであり、外国の国籍を有する船員がそれぞれの国籍に基づいて保有する船員手帳についてのルールは規定しておりません。
3	第７条において、第３条から第５条までの規定に違反した場合の罰則を設けているが、両罰規定は規定する必要はないのか。具体的には、第５条第２項本文について、法人の従業員が違反行為を行うことも想定されるが、その場合に法人の違反行為には罰金は処さないということか。	両罰規定は、自然人である行為者だけを処罰するのではなく、違反行為による利得の帰属先である法人自体も併せて処罰するという趣旨のものですが、本政令第３条から第５条までの規定は、「二重に船員手帳を受有した者」、「船員手帳の訂正を申請しなかった者」、「他人の船員手帳を返還しなかった者」など、違反行為の対象としているのは自然人のみであり、法人として違反を行い得る性質のものではありません。したがって、違反行為者が法人の従業員であったとしても、併せて法人を処罰する必要はないと考えております。
4	（第１条第２号について） 「氏名」については、「氏名（旧氏を使用した氏名の併記を希望する場合にあっては、旧氏を使用した氏名を括弧書で併せて記載することができる。）」といった形にした方が良いと思われるがどうか。（国際的な事務を行なう場合において、仮に併記がある場合、何らかのメリットがある可能性があるかもしれない。） （※なお、通称については、その使用に関しての不正発生の危惧から、使用可能とすることはあまり好ましくないと考える。旧氏名は「現行の氏名ではない」という情報が自ずから備わっているものであるが、通称についてはその扱いから不正発生の余地が大きいものと考える。）	御意見ありがとうございます。 旧氏の併記については、政府全体の方針を踏まえ、関係者（労働者・使用者）の意見を十分に聞いた上で、本政令に規定すべきかどうかという点も含め、制度のあり方について検討させていただきます。

※御意見については、趣旨を変えない範囲で一部要約して記載しております。